

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年8月13日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 「厚生年金基金の財政運営基準」の改正案について（その2） ◆

昨日（8月12日）ご連絡いたしました「厚生年金基金の財政運営基準」の改正にかかるパブリックコメント案からの変更内容について、詳細を確認いたしましたのでご連絡いたします。

確認した事項については、別紙をご参照ください。

### 昨日のご連絡内容

#### 【パブリックコメント案からの変更内容】

- 「①掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」の適用時期  
⇒平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用（※2）。  
（※2）「②数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、意見募集の内容通り、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用となる。
- 適用時期に関する経過措置  
⇒「①掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」及び「②数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、平成24年3月末まで<基準日ベース>の間は、現行財政運営基準に則した取扱いが可能。
- 長期運営計画の適用について  
⇒長期運営計画については、平成22年3月30日以前を基準日とする場合であっても、「①基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」を考慮すること。



No.	確認内容	確認結果
1	<p>当該経過措置を適用した場合は、掛金計算方法、債務算定方法及び様式等は全て旧財政運営基準に従うという理解でよいか。</p> <p>また、予定死亡率や過去期間代行給付現価の現価率、中途脱退者移換現価率等については、当該経過措置を適用している場合であっても、それぞれの適用日に応じて新基準が適用されるという理解でよいか。</p>	<p>よい。</p> <p>ただし、様式については今後検討する。</p>
2	<p>「掛金計算時の基本プラスアルファ部分と代行部分の分離」及び「数理債務等を計算する時に使用する掛金」は、平成22年3月31日以降を基準日とする財政計算（財政再計算を含む）からの適用となっているが、財政決算（財政検証）への反映については、平成22年度以降、当該財政計算の実施後に順次適用するという理解でよいか。</p>	<p>財政計算の基となる基準（新基準か旧基準）に合わせてその後の決算を行うこと。</p> <p>（注）No.7 参照</p> <p>新基準での財政計算を行っていない場合には、平成24年4月1日以降の財政決算でも旧基準での決算となる。</p>
3	<p>当該経過措置を適用した場合も、継続基準上の期ズレの解消は行われるという理解でよいか、念の為確認させていただきたい。</p> <p>また、その場合、旧基準の様式には最低責任準備金調整加算(控除)額は手当てされていないが、この部分についてのみ(財政運営基準通知の別添1のB/S, P/L、様式⑥ーア、様式⑩の4、様式⑭ーア、イヤ、決算事務取扱基準通知、設立、合併及び分割等の認可申請通知の該当箇所等)旧様式に対して改訂が行われることになるという理解でよいか。</p>	<p>よい。</p> <p>ただし、様式については今後検討する。</p>
4	<p>新基準への変更は平成24年3月末日(基準日ベース)までの任意のタイミングで可能であり、新基準を適用後、旧基準に戻すのは不可という理解でよいか。</p>	<p>よい。</p>
5	<p>当該経過措置を適用した場合、継続基準に基づく財政計算時は下方回廊方式を適用可能であり、それ以外の財政計算（財政再計算等）は全額不足金を解消する必要があるという理解でよいか。</p>	<p>よい。</p>



No.	確認内容	確認結果
6	旧基準から新基準に移行することのみを目的とする財政計算を、平成21年度末から平成23年度末までの基準日にて任意で実施する場合においても、下方回廊方式を適用できるという理解でよいか。	よい。
7	平成24年3月末日において、新基準の財政計算が未実施の場合は、同日基準日で新基準を適用するための財政計算が必要になる(新掛金適用は遅くとも平成25年4月1日)ということか。	平成24年3月末日を基準日として新基準を適用するための財政計算は必要ない。 平成24年4月1日以降を基準日として財政計算を行うものから新基準を適用する。
8	平成22年3月末日以降を基準日とする財政再計算又は変更計算に該当しても、当該経過措置を適用できるという理解でよいか。	よい。
9	掛金引上げ猶予の適用期限については、平成24年3月31日まで(引上げ後の掛金の適用は平成24年4月1日)である一方、当該経過措置の期限は平成24年3月末基準日まで(新掛金の適用は遅くとも平成25年4月1日)となっている。 当該経過措置を適用し、かつ長期運営計画を策定(掛金引上げ猶予を適用)していた基金は、平成23年3月末基準等で財政計算を行い、平成24年4月1日において、長期運営計画を踏まえ、新財政運営基準に基づく掛金を適用する必要があるということか。 もしくは、平成24年4月1日から適用する掛金については、当該経過措置を引き続き適用することとし、平成25年4月1日から新財政運営基準に基づく掛金を適用することが認められるということか。	掛金引上げ猶予期間に関係なく、平成24年3月31日までを基準日とする場合は、経過的に旧基準で財政計算を行うことが可能であり、平成24年4月1日以降を基準日として財政計算を行う場合は新基準で行う必要がある。
10	長期運営計画の策定は「基本プラスアルファ部分と代行部分の分離を考慮」して行うこととあるが、「数理債務等を計算する時に使用する掛金」については、計画への反映にあたって特段の要件は設けられず、基金の判断により適宜計画に織り込むという理解でよいか。	よい。

以上

